

座間味村 with コロナ対応事業所補助金交付要綱

令和3年10月18日

要綱第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中で、これまで以上に感染予防対策を実施し安心安全にお客様を迎え入れる事に努めている村内の事業所を支援するため、予算の範囲以内において座間味村 with コロナ対応事業所補助金（以下、「補助金」とする。）を交付するものとし、その補助金交付についてこの要綱に定めるものとする。

(交付の対象となる者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和3年10月1日において座間味村内に事業所があり営業の実態がある法人、個人事業者。
- (2) 補助金申請日又は交付決定日において、倒産又は廃業していないこと。また、今後も事業を継続する意思のある事業者。
- (3) 独自の新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドラインを制定している事業者
- (4) 村税又は公共料金等の未納、滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条に規定する暴力団員等に該当しないこと。

(対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、対象店舗又は事業所であり、不特定多数の方が利用するエリア（客席、客室、待合所、売場、スタッフルーム等）に対して、令和3年10月1日から申請日までに支払った新型コロナウイルス感染症の拡大防止に必要な衛生設備の導入等及び消耗品等に関する経費のうち、別表第1に記載する経費とする。

2 申請者が国または県による本補助金以外の補助金に申請している場合、その補助金で対象経費とされているものについては、本補助金の対象経費とすることはできない。

(支給額)

第4条 補助金の交付額は1事業者あたり8万円を上限とし、対象経費の要件を満たす経費の10/10を支給する。

2 別表第1の大分類カから大分類ケまでの消耗品類については、支給額の総額に関わらず3万円を上限とする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、座間味村 with コロナ対応事業所補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて村長が定める期日までに、村長へ提出するものとする。ただし、「座間味村新しい生活様式支援補助金」の交付決定通知書の写しをもって、(2)及び(4)～(6)までの書類の提出を省略することが出来る。

- (1) 申請する対象経費の一覧(様式第2号)
- (2) 営業の実態が分かる書類(営業許可証)
- (3) 令和2年度分の確定申告書
- (4) 本人確認書類
- (5) 振込口座の写し
- (6) 事業者独自の新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドラインの写し
- (7) 領収証等の写し
- (8) 衛生設備等を導入したことが分かる写真等

(交付決定及び通知)

第6条 村長は前条の申請書を受理した時は速やかにその内容を審査し、その適否と交付額を決定し、当該申請書を提出した者(以下、「申請者」という。)に通知するものとする。

2 前項の規定により、補助金の交付を決定した時は、座間味村 with コロナ対応事業所補助金交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定により補助金の不交付を決定した時は、座間味村 with コロナ対応事業所補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(交付)

第7条 村長は前条の規定により補助金の交付を決定した場合、申請者に対し補助金を交付する。

(交付決定の取り消し又は支援金の返還)

第8条 村長は申請者が次の各号のいずれかに該当する時は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 第5条の規定により提出した申請書及びその他添付書類に虚偽が認められた場合。
- (2) 前項に掲げるものについては、当該交付を受けた者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(検査等)

第9条 村長は、申請者及び補助金の交付を受けた者に対し、補助金の対象となる事業に関して必要な指示をし、報告を求め、検査することができる。

(受給権の譲渡、担保の禁止)

第10条 補助金の交付を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年10月18日から施行する。

(適用期間)

2 この要綱は、施行日から令和3年12月15日までの間に交付申請された補助金について適用する。

別表第1

対象経費一覧

〈対象となる経費〉 ※対象経費は設置工事費、施工料を含みます。

大分類 ア 【消毒用備品等】

(小分類)

- ① 消毒設備（オゾン発生装置、紫外線照射機等）
- ② 次亜塩素水生成機
- ③ ディスペンサー
- ④ その他消毒設備
- ⑤ 消毒作業の外注

大分類 イ 【飛沫対策備品等】

(小分類)

- ① 加湿器
- ② 商品防護ケース
- ③ 商品防護資材
- ④ アクリル板、透明ビニールシート、カーテン
- ⑤ 客席間仕切り板
- ⑥ フロアマーカー
- ⑦ その他飛沫対策備品

大分類 ウ 【換気用設備等】

- ① 換気設備（換気扇、空気清浄機、サーキュレーター、扇風機、エアコン）
※エアコンは換気機能又は空気清浄機能及びそれらに類する機能を有しているものとする。
- ② 網戸の新設
- ② 網戸の張替
- ④ 換気扇、エアコン等換気設備クリーニング外注
- ⑤ その他、換気用設備及び備品

大分類 エ 【非接触型対応設備等】

- ① キャッシュレス機器
- ② セルフレジ
- ③ キーレスシステム
- ④ コイントレー
- ⑤ 自動ドア

- ⑥ 非接触型自動水栓（蛇口）
- ⑦ その他、非接触型対応に資する設備及び備品

大分類 オ 【その他の衛生管理等】

- ① 体温計
- ② サーモカメラ
- ③ 従業員指導のための専門家活用
- ④ その他、衛生管理に資する設備

大分類 カ 【消毒用消耗品等】

- ① 消毒液・アルコール
- ② 除菌シート
- ③ 次亜塩素水
- ④ ハンドソープ、ハンドジェル

大分類 キ 【飛沫対策消耗品等】

- ① マスク
- ② ゴーグル
- ③ フェイスシールド
- ④ 防護服
- ⑤ 衛生エプロン
- ⑥ 使い捨て手袋

大分類 ク 【非接触型対応消耗品等】

- ① テイクアウト・デリバリー用物品

大分類 ケ 【感染症予防PR費】

- ① ポスター、チラシ
- ② ステッカー
- ③ のぼり
- ④ その他